

一般社団法人日本小児神経学会 委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本小児神経学会（以下、「本会」という。）の定款第26条に定める委員会（小委員会及びワーキンググループを含む。）の業務、構成及び運営に関し必要な事項を定める。ただし、専門医委員会、脳と発達編集委員会、Brain&Development 編集委員会、優秀論文賞選考委員会及び選挙管理委員会については別に定める。

(名称及び職務)

第2条 本会の委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第3条

- 1 委員会は、委員、委員長及び担当理事で組織（細則で特に定めない限り20名以内）し、必要に応じて副委員長を置くことができる。
- 2 委員長及び担当理事は、理事長が理事または評議員の中から委嘱する。ただし、委員長については、理事長が特に必要があると判断した場合は、理事または評議員以外から委嘱することができる。
- 3 委員は、委員長が評議員の中から推薦し、理事長が委嘱する。ただし、委員長が、必要があると判断した場合には、評議員でない会員を推薦することができる。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から推薦し、理事長が委嘱する。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。

(運営)

第4条

- 1 委員会の議事は、委員（委員長及び担当理事を含む。）の過半数が出席（委任状による出席を含む。）のうえ、出席者の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じて、書面または電子媒体等を用いた議決を行うことができる。この場合、構成員の過半数をもって決するものとする。

(委員の任期)

第5条

- 1 原則的に委員長及び委員の任期は4年とする。やむを得ない場合に限り2期までとする。ただし、委員会、小委員会、ワーキンググループによって別に定めることができる。
- 2 同時に就任できる委員会（小委員会及びワーキンググループを含む。）数は、2

つまでとする。やむを得ない場合に限り 3 つまでとする。

3 委員の年齢は原則として 65 歳以下とする。

4 2 項、3 項に定める併任数と年齢制限の規定は、専門医委員会、脳と発達編集委員会、Brain&Development 編集委員会にも適用する。

(アドバイザー)

第6条

1 委員長は、必要と認めるときは、担当理事の承認を得た上で委員会委員以外の者をアドバイザーとして会議に出席させ意見を述べさせることができる。

2 アドバイザーは必ずしも会員である必要はない。

3 アドバイザーは年齢制限を設けないものとする。

(外部委員)

第7条 委員会は、必要があるときは、理事会の議決を経て、外部委員を委嘱することができる。

(小委員会)

第8条

1 委員会は必要に応じ理事会の承認を経て、小委員会を置くことができる。

2 小委員会には委員長を置き、小委員会の業務を総括する。委員長は必要に応じて副委員長を置くことができる。

3 担当理事は委員会担当理事がこれを兼ねる。

(ワーキンググループ)

第9条

1 委員会および理事長は、特定の計画の推進のために理事会の承認を経て、ワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループには委員長を置き、ワーキンググループの業務を総括する。

3 担当理事は委員会担当理事および理事長がこれを兼ねる。

4 設置目的が完了したとき、理事会の承認を経て解散する。

(報 告)

第10条 委員会は担当理事を通じて、委員会の審議内容及び活動状況を理事会に報告する。

(議事録)

第11条

1 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者

2 議事録は、日本小児神経学会事務局が書面または電子媒体等で保管する。

(委 任)

第12条 委員会に関し定款及びこの規則に定めのない事項は、委員会の担当理事が理事会の承認を経て、委員会細則として定めることができる。

(規則の変更)

第13条 この規則の変更は、理事会の決議により行う。

平成27年5月27日 制定

平成30年12月23日 変更

令和3年5月22日 変更

(別表) 委員会の名称及び職務

教育委員会

1. 小児神経学セミナー・小児神経学サテライトセミナーの企画運営を行う。2. 広報交流委員会と連携し、HPを通じた教育活動を行う。

社会活動委員会

1. 神経筋疾患、発達障害、重症心身障害、希少疾患について、患者団体との連携・協力を進める。2. 広報交流委員会と協働しマスメディアに働きかけ、一般の人への周知活動を行う。社会活動を充実させ「小児神経」のブランドと認知度を向上させる。3. 行政やマスコミに対してもアプローチし、小児神経の認知度の向上とともに、著名人にアンバサダーを依頼していくなど、一般への周知活動について検討する。4. 患者会との連携、移行期医療のマニュアル作成を日本神経学会および日本小児科学会と連携し、小児神経学会として進めていく。

災害対策委員会

1. 在宅人工呼吸器装着児に対する地域ネットワーク構築（日常的に機能するもの）2. 神経発達症児を中心とする避難所等の環境の改善

広報交流委員会

1. 学会HPの管理・監修・運営 2. 学会の提言、小児神経にかかる情報、学会誌、学術集会・セミナー等の情報発信 3. 一般に向けてのQAなどによる情報発信、啓発 4. 学会員向けの教育的動画配信 5. SNSを用いた会員相互の交流促進

社会保険小委員会

1. 2年ごとに行われる診療報酬改定において、小児神経の診断・治療に関わる医療技術、医

学管理料、医薬品等の保険収載のための提案書を作成し、他学会と連携して診療報酬の向上を目指す。 2.保険収載に関する会員の要望を取りまとめ、必要に応じて関係部署に相談し、要望書を作成、提出する。3.薬事小委員会と連携し、未承認薬の適応拡大を図る。

薬事小委員会

1.小児科学会の「小児医薬品開発ネットワーク事業」による小児神経領域の薬剤の検討 WG の立ち上げ。2.保険償還のシステムを利用した適応外使用候補薬品の選定と申請書類作成。3.令和3年度 AMED 臨床研究・治験推進研究事業「治験・臨床試験を機動的かつ円滑に実施するためのサポート機能に関する研究」における開発候補医薬品の選定。4.日本小児科学会薬事委員会からの供給停止予定薬剤の検討 5.供給停止薬への対応の検討。

倫理委員会

学会員の行う診療・教育・研究が、本学会や日本医学会の定める行動規範・指針に則って実施されるよう、随時学会員より受ける相談に対し、適切な対応を行う。併せて学会員に対し、倫理研修の機会を提供する。

COI委員会

本学会員の行う診療・教育・研究が、COI の観点から透明性の担保されたものとなるよう、学会発表や論文発表に際しての指針・細則を必要に応じて改訂する。併せて学会員に対する研修の機会を提供する。

共同研究推進委員会

1.基礎研究/トランスレーショナル研究について。まず会員のニーズをつかみ、こんなことができるということを伝える。2.臨床研究について。日本の小児神経診療をしている各施設に稀少な疾患を対象として、それぞれを集約することにより、会員に「多施設共同研究」を促進する情報提供をおこなうこととする。 3.委員会主催セミナー

小慢・指定難病に関する委員会

- ・追加疾患の要望に対する対応（学会単位でとりまとめ）
- ・学会内外からの質問、疑義照会の対応
- ・厚労省や小児科学会小児慢性疾病事務局からの依頼に基づく関連文書の作成、改訂作業

国際化推進委員会

1.国内学会の国際化（海外からの発表と参加者の増加） 2.国際学会での会員の発表と参加の増加 3.海外留学による国際的な視野拡大 4.海外支援

医療安全委員会

1.脳波等神経生理検査時の鎮静における医療安全に関する提言・指針、小児頭部外傷時のCT撮影基準の提言・指針の啓発活動 2. West症候群に対するACTH療法を安全に施行するための手引き公表後の周知、使用の状況について、日本小児神経学会会員向けにアンケート調査の実施を検討。3.学校での特定行為以外の医療的ケア実施調査を実施、報告ならびに論文投稿の検討。4.「けいれん・てんかん発作時のフローチャート」・「けいれん・てんかん児の生活管理指導表」の作成 5.病院外でのミダゾラム口腔用液の安全性についてのアンケート調査の解析 6.学術集会期間内に「医療安全委員会主催セミナー」を開催

ガイドライン統括委員会

ガイドライン策定疾患の選定、策定 WG の設置、WG の統括、さらに、策定各ガイドライン間の整合

性の調整を行う。また、策定したガイドラインは5年をめどに改定を行う。

用語・史料委員会

当学会の用語集を整備し、他の用語集（ICD, DSM, 日本医学会, 日本小児科学会など）との整合性を図る。

史料小委員会

1. 学術集会における教育講演等の動画保存作業の円滑な実施に向けて支援を行う。2. 当学会の歴史を史料集にまとめる。3. 国際的に顕著な業績を残した当学会の偉人の足跡を国内外に発信する。